

資料

洞爺湖町議会令和3年6月会議  
議案説明資料

洞爺湖町手数料条例新旧対照表

改正案			現行		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
事務の種類	単位等	額	事務の種類	単位等	額
1～9 略	略	略	1～9 略	略	略
10 住民票（広域交付を含む）の写しの交付手数料	1通につき	300円（ただし、5人を超え1人増すごとに50円加算）	10 住民票（広域交付を含む）の写しの交付手数料	1通につき	300円（ただし、5人を超え1人増すごとに50円加算）
11 住民基本台帳の閲覧手数料	1世帯につき	300円	11 個人番号カードの再交付手数料	1枚につき	800円
12～33 略	略	略	11-1 通知カードの再交付手数料	1枚につき	500円
			12 住民基本台帳の閲覧手数料	1世帯につき	300円
			13～34 略	略	略
備考 第30項に定める手数料の免除については、行政不服審査法第38条第5項の規定により審理員が行う場合においては、第6条第6号中「町長」とあるのは「審理員」と、同法第78条第5項の規定により審査会が行う場合には、同号中「町長」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。			備考 第31項に定める手数料の免除については、行政不服審査法第38条第5項の規定により審理員が行う場合においては、第6条第6号中「町長」とあるのは「審理員」と、同法第78条第5項の規定により審査会が行う場合には、同号中「町長」とあるのは「審査会」と読み替えるものとする。		

洞爺湖町国民健康保険税条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～23 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例)</p> <p>24 略</p> <p><u>25 新型コロナウイルス感染症の影響により第25条の2第1項の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和2年度分及び令和3年度分の保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されている保険税の全部又は一部について減免する。ただし、令和2年度分の保険税にあつては、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合に限る。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～23 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険税の減免の特例)</p> <p>24 略</p>

洞爺湖町介護保険条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>13 略</p> <p><u>14 新型コロナウイルス感染症の影響により第12条の規定の適用を受けようとする者については、同条第2項の規定にかかわらず、同項に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して町長に提出した場合において、町長が必要と認めるときは、令和2年度分及び令和3年度分の保険料であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されている保険料の全部又は一部について減免する。ただし、令和2年度分の保険料にあっては、令和2年度末に資格を取得したことにより、令和3年4月以降に普通徴収の納期限が設定されている場合に限る。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1～12 略</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響による保険料の減免の特例)</p> <p>13 略</p>